

## 仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱

(令和6年9月25日市民局長決裁)

### (趣旨)

第1条 市は、特殊詐欺電話撃退装置等の普及を促進し、特殊詐欺被害の防止を図るため、特殊詐欺電話撃退装置等（以下「撃退装置等」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内において特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、撃退装置等とは、固定電話機又はケーブルなどを接続する方法により固定電話機に外部接続することが可能な機器であり、次の機能を全て有する特殊詐欺等被害の未然防止に資する機器として市長が認めるものをいう。

- (1) 電話の着信時、呼出し音が鳴る前に通話内容を録音する旨の警告メッセージを電話の相手方に発する機能を有していること
- (2) 通話内容を自動で録音する機能を有していること

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している、申請年度内において満65歳以上の者（以下「高齢者」という。）であること
  - (2) 高齢者のみの世帯又は高齢者と同居しているが、高齢者が電話を受けやすい時間帯のある世帯であること
  - (3) 世帯に属する全ての者が、国、県その他の団体（以下「自治体等」という。）から、現に撃退装置等の貸出しを受けていないこと
  - (4) 世帯に属する全ての者が、この要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと
  - (5) 世帯に属する全ての者が、自治体等から本補助金と同種の補助金等の交付を過去に受けておらず、今後も自治体等から同種の補助金等の交付を受ける予定がないこと
  - (6) 世帯に属する全ての者が、仙台市暴力団排除条例（平成25年仙台市条例第29号）で定める暴力団又は暴力団員等でないこと
  - (7) 市税の滞納がないこと
- 2 前項の規定の適用について、この要綱の規定による交付を受けようとする者に納期限を過ぎても納付されない市税があった場合において、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める徴収の緩和制度を受けていること又は分割納付が行われていることが確認できたときは、当該者は前項第7号の要件を満たすものとみなす。

### (補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の住所に新品で設置する撃退装置等の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、購入時のクレジットカード等のポイント使用分に相当する額並びに撃退装置等の設置費用、付属品の追加購入費用及び撃退装置等の維持管理に係る費用は、補助の対象外とする。

- 2 補助の対象となる撃退装置等は、申請年度の4月1日以降に購入したもので、1世帯につき1台に限るものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とする。)とし、7,000円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市長が指定する期日までに特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、本補助金の当該年度における補助の予定件数に達した時点で受付けを終了するものとする。

- (1) 補助の対象となる撃退装置等の購入に係る領収書(申請者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの。)の原本
- (2) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し
- (3) 申請者の依頼に基づき、申請者以外の者(申請者の配偶者又は2親等内の親族に限る。以下「代理購入者」という。)が申請者に代わり撃退装置等を購入した場合は、第1号に掲げる書類に代えて、補助の対象となる撃退装置等の購入に係る領収書(代理購入者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの。)、申請者と代理購入者の続柄が確認できる公的書類の写し及び補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書(別記様式第1号の2)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定及び額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、速やかに、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書(別記様式第2号)又は特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付通知書(別記様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第12条第1項の規定にかかわらず、同項の実績報告書の提出を要しない。
- 3 第1項の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、第1項の規定による通知をもってされたものとする。

(交付請求及び交付)

第8条 申請者は、第7条第1項に規定する補助金の交付の決定及び額の確定を受けたときは、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付請求書(別記様式第4号)により、すみやかに市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求があったときは、すみやかにその内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき
- (2) この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還)

第 10 条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の返還を請求するものとする。

(譲渡の禁止)

第 11 条 交付決定者は、補助対象の撃退装置等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者又は代理購入者が補助対象の撃退装置等を購入した日から起算して 5 年を経過した場合はこの限りでない。

(市税の滞納がないことの確認等)

第 12 条 第 3 条第 1 項第 7 号に規定する要件は、市長が申請者の同意に基づいて市税の納税状況を調査することにより確認するものとする。ただし、申請者が、市税の滞納がないことの証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）を提出した場合はこの限りではない。

2 前項に定める市税の滞納がないことの証明書が提出できない場合、次の各号に定めるいずれかの書類の提出に替えることができるものとする。

- (1) 納税証明書(申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。)及び未納額に係る「徴収の猶予許可通知書」、「換価の猶予許可通知書」又は「納付計画書」
- (2) 徴収の猶予、換価の猶予又は分割納付を受けている旨追記された納税証明書（申請日前 30 日以内に交付を受けたものに限る。）

(市税の取扱い)

第 13 条 第 3 条第 1 項第 7 号に規定する市税とは、個人の市民税(地方税法第 319 条第 1 項の規定より普通徴収の方法によって徴収されるものに限る。)、固定資産税、軽自動車税（種別割）及び都市計画税とする。

(補足)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 9 月 25 日から実施する。

仙 台 市 長 殿

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請書

仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり申請いたします。

交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円 (裏面(※1)参照)

申 請 者 (補助対象者)	住 所 :
	氏 名 : <span style="float: right;">印</span>
	生 年 月 日 : _____ 年 _____ 月 _____ 日 (4月1日現在 _____ 歳)
	固定電話番号 : _____
	携帯電話番号 : _____
補助の対象となる特殊詐欺電話撃退装置等	
メーカー名 : _____	
品 名 : _____	
品 番 : _____	
該当箇所全てに ☑してください	<input type="checkbox"/> 申請者の世帯は、高齢者（65歳以上）のみの世帯又は同居しているが高齢者が電話を受けやすい時間帯がある世帯である。 <input type="checkbox"/> 申請者の世帯に属する全ての者が、自治体等から、現に特殊詐欺電話撃退装置等の貸出しを受けていない。 <input type="checkbox"/> 世帯に属する全ての者が、仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱に基づく補助金を過去に受けていないこと。 <input type="checkbox"/> 世帯に属する全ての者が、自治体等から本補助金と同種の補助金等の交付を過去に受けておらず、今後も自治体等から同種の補助金等の交付を受ける予定がないこと。なお、自治体等から補助金等の交付を受けた場合、その旨を遅滞なく申し出る。 <input type="checkbox"/> 世帯に属する全ての者が、仙台市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等でない。 <input type="checkbox"/> 補助金の交付の対象となる経費は、申請者の住所に新品で設置する特殊詐欺電話撃退装置等である。 <input type="checkbox"/> 市税の滞納がない。

(裏面)

要チェック

私の仙台市市税納付状況(税目・税額・申告の有無等)を市民局市民生活課が税務担当課に照会することに、

同意します / 同意しません

※該当するものを○で囲んでください。

※同意されない場合は、市税の課税の有無にかかわらず、最寄りの区役所・総合支所税証明担当課において交付される「市税の滞納がないことの証明書」(申請日前30日以内に交付を受けたものに限り、)を添付して申請してください(1通300円の手数料が必要です)。なお、市税を10日以内に納付した場合は、納付状況を確認できない場合があるため、「市税の滞納がないことの証明書」の交付を受ける際に、領収書や通帳等納付した事実がわかる書類をお持ちください。

要確認

- ・補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(その額に100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額とします。)とし、7,000円を上限とします。(※1)
- ・本申請を受理した後、特殊詐欺電話撃退装置等の設置状況などを確認する設置調査(申請者宅への電話による警告メッセージの確認、申請者宅への訪問など)を行います。
- ・当該補助金の交付を受けた後、国、県、宮城県警察などから同種の補助金の交付を受けたときは、要綱第9条第2号に基づき当該補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

添付書類

【申請者が撃退装置等を購入した場合】

※申請者とは、補助金の交付を受けようとする者であり、仙台市内に居住する満65歳以上の方などの要件を満たすものをさします。

- ①特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請書兼請求書(この用紙)
- ②購入時の申請者の宛名が記載された領収書の原本

※宛名が記載されたレシートタイプの領収書は可、レシートは不可

- ③申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる公的書類の写し1点  
例) 運転免許証、マイナンバーカード(顔写真のある面のみ)、健康保険証、国民年金手帳(基礎年金番号を黒塗り処理したもの)

【申請者以外の方が撃退装置等を代理購入した場合】

※申請者以外の方とは、申請者の配偶者または2親等以内の親族を指します。

※2親等以内の親族とは、申請者の子、孫及び兄弟姉妹並びにその配偶者を指します。

- ①特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請書兼請求書(この用紙)
- ②購入時の代理購入者の宛名が記載された領収書の原本

※宛名が記載されたレシートタイプの領収書は可、レシートは不可

- ③申請者の氏名・住所・生年月日が確認できる公的書類の写し1点  
例) 運転免許証、マイナンバーカード(顔写真のある面のみ)、健康保険証、国民年金手帳(基礎年金番号を黒塗り処理したもの)

※代理購入者名義の口座に補助金を振り込むことはできません。

- ④申請者と代理購入者の続柄が確認できる公的書類の写し1点  
例) 戸籍謄本、戸籍抄本

- ⑤補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書(別記様式第1号の2)

## 補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書

私（申請者）、 \_\_\_\_\_ は、私に代わって、  
(申請者の氏名)

\_\_\_\_\_ の \_\_\_\_\_ に特殊詐欺電話撃退装置等を  
(申請者との続柄) (代理購入者の氏名)

購入してもらいました。

そのため、領収書の氏名は、 \_\_\_\_\_ になりますが、  
(代理購入者の氏名)

購入費は、私が負担しております。

申請者記入欄

私、 \_\_\_\_\_ / \_\_\_\_\_ は、 \_\_\_\_\_  
(代理購入者の氏名/電話番号) (申請者の氏名)

の要望により、代わって特殊詐欺電話撃退装置等を購入しました。

なお、本申請に当たり、仙台市が、私の個人情報（氏名、住所、生年月日、申請書との続柄など）

を収集することに同意します。

代理購入者記入欄

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書

仙台市（ ）指令第 号  
年 月 日

申請者

氏名： 様

仙台市長 印

年 月 日付けで申請のあった特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金については、下記のとおり決定したので、仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

補助金交付対象者	住所： 氏名：
補助金額	円

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付通知書

年 月 日

申請者

住 所 :

氏 名 : 様

仙 台 市 長 印

年 月 日付で申請のあった特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金については、下記の理由により交付できませんので、仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

理由	
----	--

仙 台 市 長 殿

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付請求書

(申請者)

住 所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

電 話 \_\_\_\_\_

年 月 日付仙台市( )指令第 号で通知のあった標記の補助金について、仙台市特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、請求します。

請 求 金 額		円					
振込先情報	金融機関名						
	支店名						
	預金種別	1. 普通		2. 当座			
	口座番号						
	(カナ表記) 口座名義人	.....					

※口座名義人は、申請者と同一名義にしてください。

※振込先情報の確認のため、申請者名義の通帳又はキャッシュカードの写しを添付してください。